

★ 女性活躍のためのライフステージに合わせた休暇等の制度

※ 知事部局の制度を参考にしています。

出産

職場  
復帰

	出産前	育児休業中	未就学	小学校	家族の介護
つわり休暇	7日以内(日又は時間)				
通勤混雑緩和・休息・補食 (職務専念義務免除)	始業・終業の1時間/1日				
保健指導, 健康診査 (職務専念義務免除)	1回/4週 ~23週	1回/2週 ~35週	(1回につき最小限必要な時間)		
	1回/1週 ~出産	1回 ~産後1年			
産前・産後休暇	産前:8週以内(日単位) 産後:8週間(日単位)				
育児休業	3歳に達する日まで				
出産補助休暇	出産に係る入院等の日から出産後2週間以内で3日以内				
育児参加休暇	出産予定日の8週間前から出産後8週間以内で5日以内				
育児休暇	1日2回それぞれ45分以内or1日1回90分以内 1歳6月に達する日まで				
育児短時間勤務	週19:25~週24:35の4パターンから勤務形態を選択				
部分休業	1日通算2時間以内(30分単位)				
超過勤務の免除	3歳に達する日まで				
超過勤務の制限	~24h/月, ~150h/年に制限				
深夜勤務の制限	22時~5時までの深夜勤務を制限				
時差出勤	30分~1時間の早出遅出の選択制勤務				
看護休暇	5日/年度・1人, 6日/年度・2人以上, 10日/年度・子2人以上				
介護休暇	連続する6月以内(1日又は1時間)で始業又は終業までの連続した4時間の範囲内				